

佐賀県告示第7号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土整備部河川砂防課、杵藤土木事務所及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年1月13日

佐賀県知事 山口 祥 義

庵の山地区

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市	町	大字	地番
1	嬉野市	嬉野町	岩屋川内	乙3112番1地先河川敷
2	〃	〃	〃	乙3102番地
3	〃	〃	〃	乙2952番地
4	〃	〃	〃	乙2976番地
5	〃	〃	〃	乙2916番地先道路敷
6	〃	〃	〃	乙2924番2地先道路敷
7	〃	〃	〃	乙2933番2地先河川敷